

法律学専攻における教員養成に対する理念等

教員養成に対する理念・構想・養成する教員像

【法律学専攻】

法学研究科の教育目標は、教育基本法と学校教育法に基づいて定められた本学法学部教育における教員養成に対する理念・構想を踏まえ、そこで修得した法律と政治学に関する幅広い専門的知識と技能、社会科教員として求められる隣接科学領域に関する幅広い知識に基づき、大学院の教育課程のなかで修得する、より高度化した専門的学術的知識を基に、生徒が求める高度な知的要求や学習意欲を的確に捉えた適切な学習指導を行えるような教員を育成することにある。

このため、法学研究科が求める教員像とは、学部教育で育成された知識と教育者としての教員資質を基に、憲法を尊重し法令を遵守し日本国民としての責任を自覚し世界の平和と人類社会の発展に貢献し、社会の有為なる人材を育てていくという、教育基本法の根本的精神を実践的に体现し、その自覚的立場に立って、大学院教育で修得するより高度で専門的な知識と担当する教科目に関する幅広い専門的知識、並びに直面するさまざまな問題に対して学術的観点から多面的に取り組んでいく思考性と専門的実務者としての学識をもち、指導する生徒のさまざまな知的関心に答え適切な学習指導が行える教育能力を備えた人材の育成を目指している。その際に留意されるのは、優れた国際的感覚を持ち、幅広い見識とグローバルな視点から、現代起こっているさまざまな問題に取り組める素養と、生徒の自主的で想像力を引き出せる教育者としての素質と人間的な素養と、社会人としての強い責任感を備えた者であるだけでなく、教育職員の主導的役割を担えるような人材であることにある。

教職課程の設置趣旨

《中学校専修免許状：社会の設置趣旨》

法学研究科は、学部における教職教育課程で修得させた、中学校学習指導要領社会編の教科教育目標に基づいて行ってきた専門的教育を修得して免許状を授与された者を対象に、各自が修得している「日本史」「外国史」「地誌」「政治学」「法律学」「政治史」「法律制度史」「国際関係」「国際関係史」といった学問領域の専門的知識をより深めるとともに、法学・政治学・歴史学などの社会科学分野における各種学会研究会などへの参加をはじめ、本研究科が行う高度な学術研究プログラムや、本学先端研究機構や本学大学附置研究所などで行っている専門的教育プログラムや行事をはじめ、史料編纂事業や学術共同研究等に参加させることによって、先端的研究を担いながらより高度で実践的な知識と技能を修得させることによって、学校教育現場において学習指導上における指導的役割を担える専門職人の育成を目指して設置するものである。

《高等学校専修免許状：公民の設置趣旨》

法学研究科は、学部における教職教育課程で修得させた、高等学校公民科学習指導要領の教科教育目標に基づいて行っている、専門的教育を修得し高等学校教諭一種免許状を授与された者を対象に、各自が修得している「憲法」「行政法」「民法」「刑法」「国際法」「政治学」「法哲学」「国際政治」「比較法」といった学問領域の専門的知識をより深めるとともに、法学・政治学・歴史学などの社会科学分野における各種学会研究会などへの参加をはじめ、本研究科が行う高度な学術研究プログラムや、本学先端研究機構や本学大学附置研究所などで行っている専門的教育プログラムや行事をはじめ、史料編纂事業や学術共同研究等に参加させることによって、先端的研究を担いながらより高度で実践的な知識と技能を修得させるとともに、現代のわが国における政治・経済・社会的課題や近隣諸国をはじめとする国際社会における課題、電子情報化時代における情報管理と人権保護にかかわるアーカイブズ的課題などについて、より高度で実践的な知識と技能を修得させ、学校現場における学

習指導はもとより学校経営について指導的役割を担える人材の育成を目指して設置するものである。